

MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社と称し、英文では、MS&AD Insurance Group Holdings, Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、保険持株会社として、次の業務を行うことを目的とする。

- (1) 損害保険会社、生命保険会社、その他保険業法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する業務
- (2) 前号に定める業務のほか、保険業法により保険持株会社が行うことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都及び大阪市において発行される日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、27 億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続等は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(招集地)

第 14 条 当会社の株主総会は、東京都区内において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の議長)

第 16 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

2 株主の請求により招集した株主総会の議長は、出席株主の互選によって定める。

(電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対し交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第20条 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、12名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第22条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補充選任)

第23条 取締役（監査等委員である者を除く。）に欠員を生じた場合においても、法定の員数を欠かないときは、補充選任を行わないことができる。

2 監査等委員である取締役に欠員を生じた場合においても、法定の員数を欠かないときは、補充選任を行わないことができる。

(代表取締役及び取締役の役制)

第24条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集する。

2 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

4 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過したときは、当会社は支払の義務を免れる。

5 前項の金銭には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 17 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の行為に関する同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第 17 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお変更前定款第 39 条第 2 項に定めるところによる。

2025年 6 月23日改正